

インターネットバンキングサービスご契約者 各位

「インターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平成22年7月12日(月)より、セキュリティ強化のため「IB取引中止」機能が追加されました。本機能追加に伴い、「インターネットバンキング利用規定」を下記のとおり追加改定いたしました。改定後の「インターネットバンキング利用規定」をご入用の方は、インターネットバンキングトップページの「ご利用規定」から印刷できます。

【改定箇所】

下記の「6. お客様による取引の中止」を追加記載しております。

第15条 解約等

1. 都合解約

本サービスの契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

～中略～

6. お客様による取引の中止

お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます）することができます。

IB取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、お客様は本サービスにログオンすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。